

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| | |
|--------------------|----------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
| 第2-4 | 調達方式の適正化 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|------|--------------------------|------|-------------------|------|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------------------|
| 指標等 | | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | | 令和5年度 (2023年度) | | 6年度 (2024年度) | | 7年度 (2025年度) | | 8年度 (2026年度) | | 9年度 (2027年度) | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | 実績 | 構成比 | 実績 | 構成比 | 実績 | 構成比 | 実績 | 構成比 | 実績 | 構成比 | 実績 | 構成比 | |
| 一般競争 等入札 | 件数 | — | 14件 | 67% | 15件 | 83% | | | | | | | | | |
| | 金額(百万円) | — | 1,650 | 95% | 538 | 86% | | | | | | | | | |
| 随意契約 | 件数 | — | 7件 | 33% | 3件 | 17% | | | | | | | | | |
| | 金額(百万円) | — | 83 | 5% | 87 | 14% | | | | | | | | | |
| 合計 | 件数 | — | 21件 | 100% | 18件 | 100% | | | | | | | | | |
| | 金額(百万円) | — | 1,733 | 100% | 624 | 100% | | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|-----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 4 調達方式の適正化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」(平成27年 5月25日総務大臣決 定)に基づき策定する 「調達等合理化計画」 について着実に実施す る。 | 4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 組の推進について」(平 成27年5月25日総務 大臣決定)及び国にお ける取組(「公共調達の 適正化について」(平成 18年8月25日付け財 計第2017号財務大臣通 知)等に基づき、公正か つ透明な調達手続によ る適切で迅速かつ効果 的な調達を実現する観 点から、毎年度「調達 等合理化計画」を策定 し、同計画に基づく取 組を着実に実施する。 また、外部有識者を含 む契約監視委員会等 の活用など、調達に係 る推進体制の整備・見 直しを行う。 | 4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 組の推進について」(平 成27年5月25日総務 大臣決定)及び国にお ける取組(「公共調達の 適正化について」(平成 18年8月25日付け財 計第2017号財務大臣通 知)等に基づき、公正か つ透明な調達手続によ る適切で迅速かつ効果 的な調達を実現する観 点から、「調達等合理化 計画」を策定し、同計 画に基づく取組を着実 に実施する。 (1) 調達等合理化計 画 ア 信用基金が策定 する調達等合理化 計画に基づき、一般 競争入札等(競争入 札及び企画競争・公 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約に ついて、政府の方針 等を踏まえ、適切で 迅速かつ効果的な調 達に向けた取組は行 われているか | <主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和5年5月に策定した令和5年 度調達等合理化計画に基づき、一般 競争入札等(一般競争入札及び企画 競争)の競争性のある契約の締結を 徹底するため、1者応札・1者応募の 改善に取組み、公正かつ透明な調達 を着実に実施した。 令和4年度に実施した「1者応札・ 1者応募の改善の取組」の点検・検証 結果を踏まえて、以下の取組みを新 たに行った。 ① 新たな競争参加者が応札・応募 できるような、複数の業者から聴取 した意見を参考に新たな入札 公告用の仕様書を作成した。 ② 仕様書の作成に十分な時間を確 保するため、調達までの準備期間 に余裕を持たせたスケジュール管 理を行った。 ③ 総合評価落札方式及び企画競争 による調達を実施する契約案件に ついて、評価項目ごとにポイント を具体的に記載した欄の新設、競 争参加者にとってわかりやすい技 | <自己評価> 評定：A 以下について実施した。 ・ 調達等合理化計画に基づ く、一般競争入札等の実施。 ・ 調達等合理化計画を踏ま えた取組状況のウェブサイト 公表及びフォローアップの実 施。 ・ 契約監視委員会(令和5年 5月2日開催)における調達 等合理化計画の策定及び 個々の契約案件の点検の審 議。 ・ 契約審査委員会等におい て、随意契約とする理由の妥 当性及び一般競争入札等が 真に競争性・透明性が確保さ れているか等の確認。 上記に加え、令和4年度に 実施した「1者応札・1者応募 の改善の取組」の点検・検証 結果を踏まえて、以下の取組 みを新たに実施した。 ・ 複数の業者からの意見を | 評価 |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|
| | | <p>募)を着実に実施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2)調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>イ 契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>ウ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p> | | <p>術提案書における記載方法の工夫や提出資料を見直し等、競争参加者の資料作成等の負担軽減などに留意した。</p> <p>上記の取組みを行った結果、令和5年度の一般競争入札等は15件、5億38百万円で、契約全体に対する割合は、件数で83%・金額で86%であった。なお、1者応札・1者応募となった入札はなかった</p> <p>また、随意契約は3件・87百万円で、契約全体に対する割合は、件数で17%・金額で14%であった。</p> <p>イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、令和5年度に発注予定の入札について、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、令和5年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。</p> <p>また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>(2)調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和5年度調達等合理化計画(案)、令和4年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和5年5月2日開催)で審議を受け承認された。</p> <p>また、総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和5年5月2日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p> <p>イ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契</p> | <p>参考にし、新たな入札公告用の仕様書作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書作成の時間を確保するため、調達までの準備期間に余裕を持たせたスケジュール管理。 総合評価落札方式及び企画競争による調達を実施する契約案件について、競争参加者の資料作成等の負担軽減。 <p>以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、0件となったことからAとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p> | |
|--|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>約によることができる具体的な事例」 (平成30年1月31日制定)に該当しているか)等の審査を受け承認された。</p> <p>ウ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和5年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|